

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金 Q&A

目次（項目をクリックすると該当ページに移動します）

[I. 給付対象（①事業者形態）について](#)

[II. 給付対象（②テナント事業者）について](#)

[III. 給付対象（③所在地）について](#)

[IV. 契約形態について](#)

[V. 申請（①申請者・申請単位）について](#)

[VI. 申請（②申請方法・必要書類）について](#)

[VII. 申請（③申請期限）について](#)

[VIII. 支援金額の算定について](#)

[IX. 申請後について](#)

[X. 支援金の振込後について](#)

[XI. その他](#)

I. 給付対象（①事業者形態）について

Q I - 1 給付対象について知りたい。

A I - 1 本支援金の給付対象者は次のとおりです。

- ① 小売電気事業者等（いわゆる電力会社）と特別高圧の電力需給契約を締結している事業者で、福岡県内で特別高圧電力を使用する中小企業等（以下、「直接受電事業者」という）
- ② 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結している事業者で、福岡県内の工業団地又は商業施設等において、特別高圧電力を使用のうえ、その電気料金を負担している中小企業等（以下、「テナント事業者」という）がいる事業者（以下、「一括受電事業者」という）

※②は一括受電事業者を通じて分配を受ける形となります。（Q V - 2 参照）

Q I - 2 自社が「中小企業」に該当することはどのようにして判断すればよいか。

A I - 2 中小企業基本法における「中小企業」の定義（下表）に該当するかで判断してください。なお、中小企業基本法上の会社の定義については Q I - 3 を、中小企業基本法上の会社にあたらぬ事業者については、Q I - 6 を併せて参照ください。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q I - 3 中小企業基本法における「会社」とは、どのようなものか。

A I - 3 会社法上の会社を指します。また、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっている下記の士業法人は、「会社」の範囲に含みます。

会社法上の会社等	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社
士業法人	弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人

Q I - 4 個人事業主は、対象となるか。

A I - 4 原則として対象となります。

Q I - 5 みなし大企業（大規模法人の関連会社等）は、対象となるか。

A I - 5 原則として対象となります。

Q I - 6 中小企業基本法における「会社」以外の法人（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、組合等）は、対象となるか。

A I - 6 原則として対象となります。ただし、当該法人の構成員に大企業が含まれている場合は、その大企業の電気使用量（共用部分に係る負担等を含む）は、対象外とします。なお、資本金に代わる基金等の額を確認するため、貸借対照表等の提出を求める場合があります。

Q I - 7 医療施設等、社会福祉法人、保育施設、私立幼稚園、私立学校、こども食堂は、対象となるか。

A I - 7 対象外となります。これらの施設（事業者）については、福岡県が燃料価格高騰対策として実施する他の支援金の対象となりますので、そちらを活用ください。

Q I - 8 地方公共団体、地方公営企業又は第三セクターは対象となるか。

A I - 8 対象外となります。

Q I - 9 対象外の法人・団体（Q I - 7～Q I - 8参照）が運営する施設等に入居する中小企業等（テナント事業者）は対象となるか。

A I - 9 対象となります。なお、この場合、一括受電事業者に対する事務手数料相当分の給付も対象となります。ただし、対象外の法人・団体が一括受電事業者である場合は、当該事業者への事務手数料相当額は給付対象外となります。

II. 給付対象（②テナント事業者）について

Q II - 1 「テナント事業者」とは、どのような者を想定しているのか。

A II - 1 特別高圧を受電する工業団地組合等から受電している工場や、特別高圧を受電する商業施設等に入居している店舗のことを想定しています。

Q II - 2 催事販売を行った事業者は対象になるのか。

A II - 2 催事販売のように短期間の出店であっても、個々の事業者の電気使用量を算出できる場合は、対象として構いません。なお、対象とする場合は、同意書を取り交わす必要があります。出店料や什器代に含める等、電気使用量を具体的に算出できない場合は対象外としてください。

Q II - 3 本支援金の対象期間中に閉店したテナント事業者は対象になるのか。

A II - 3 対象となります。一括受電事業者は、支援金の給付を受けた後、銀行振込による入金、退去時の清算費用からの控除等の合理的な手段により、当該テナント事業者に対して支援金を速やかに分配してください。

Q II - 4 本支援金の対象期間中に開店したテナント事業者は対象になるのか。

A II - 4 対象となります。ただし、検針日の後に開店した場合は電気使用量がゼロとなるため、給付を受けることはできません（実質的に対象外となります）。

Q II - 5 本支援金の対象期間中にテナント事業者が交代した場合は対象となるのか。

A II - 5 交代前と交代後、それぞれのテナント事業者が中小企業等に該当する場合は対象となります。なお、事業譲渡や事業承継等により、交代前のテナント事業者と交代後のテナント事業者の間に事業の一貫性や継続性が認められる場合は、交代前のテナント事業者の電気使用量に基づく支援金を交代後のテナント事業者に分配することを妨げません。ただし、同意書は交代前と交代後それぞれのテナント事業者と取り交わす必要があります。

Ⅲ. 給付対象（③所在地）について

QⅢ-1 会社は福岡県内で、特別高圧受電施設が福岡県外にある場合は、対象となるか。

AⅢ-1 対象外となります。福岡県外の特別高圧受電施設に対する支援は、その施設が所在する都道府県に問合せください。

QⅢ-2 会社は福岡県外で、特別高圧受電施設が福岡県内にある場合は、対象となるか。

AⅢ-2 対象となります。申請者の所在地が福岡県内又は福岡県外であるかは問いません。特別高圧受電施設が福岡県内である場合は対象となり、福岡県外である場合は対象外となるものです。

QⅢ-3 テナント事業者の本店所在地が、福岡県外である場合は対象となるか。

AⅢ-3 QⅢ-2と同様、テナント事業者の本店所在地が福岡県内又は福岡県外であるかは問いません。テナント事業者の業種、資本金、従業員数から中小企業等に該当するかを判断します。

IV. 契約形態について

QIV-1 特別高圧電力需給契約とは、どのような契約を指すのか。

AIV-1 供給電圧が20,000V（20kV）以上で電気を受電している契約を指します。

QIV-2 特別高圧電力需給契約の相手方である小売電気事業者等に、指定はあるか。

AIV-2 特別高圧電力需給契約であれば、契約先の指定はありません。

QIV-3 特別高圧電力需給契約の料金メニュー（料金プラン）に、指定はあるか。

AIV-3 特別高圧電力需給契約であれば、業務用電力や産業用季特別電力等の料金メニュー（料金プラン）に指定はありません。

QIV-4 一括受電事業者と、テナント事業者の間の契約は特別高圧である必要があるか。

AIV-4 小売電気事業者等と一括受電事業者間の契約が特別高圧の電力需給契約であれば、一括受電事業者とテナント事業者間の契約内容（電気料金の負担や低圧・高圧での需給要件等）は問いません。

QIV-5 工場の運営は子会社（中小企業等）が行っているが、契約管理（契約者名義）は親会社（大企業）が行っている。この場合、支援金の対象となるか。

AIV-5 実際に電気料金を負担している事業者が子会社（中小企業等）であれば対象となります。実際の電気料金負担者が確認できる資料の提出をお願いする場合があります。なお、支援金は特別高圧電力需給契約者である親会社に給付されることとなりますが、親会社は子会社に対して適正に支援金を分配いただく必要があります。

QIV-6 自社は契約や支払業務を行う管理会社（中小企業等）であり、実際に特別高圧電力を使用して事業を営んでいるのは関連会社（大企業）である場合、支援金の対象となるか。

AIV-6 本支援金は、特別高圧電気料金高騰の影響を受けている中小企業等を支援するものです。管理会社（中小企業等）が特別高圧電力需給契約を締結していても、実質的な電力使用者が別会社（大企業）である場合は、当該大企業の電気使用量は対象外となります。

V. 申請（①申請者・申請単位）について

QV-1 第三者による代理申請はできるか。

AV-1 事務代行業者等による代理申請は認めていません。代理申請であることが明らかになった場合は、申請不受理、給付取消、返納を求めることがあります。

QV-2 テナント事業者が直接申請することはできるか。

AV-2 テナント事業者が支援金を申請することはできません。一括受電事業者にて各テナント事業者の電気使用量をとりまとめるうえ、申請してください。

QV-3 4月分の電気使用量は、4/1から4/30までの電気使用量を指すのか。

AV-3 例えば、検針日が4/16の場合は4/1から4/15までの電気使用量だけでなく、3/16から3/31までの電気使用量も含む、概ね1か月程度の使用量が計上されるものと想定しています。この3/16から4/15までの電気使用量を4月分の電気使用量として構いません。

QV-4 9月分の電気使用量には、10/1から検針日までの電気使用量が含まれるが、日割り計算等により10/1以降の電気使用量を除外する必要はあるか。

AV-4 除外する必要はありません。10/15までの検針で得られた電気使用量全てが給付対象となります。

QV-5 4月から7月までの電気使用量をまとめて申請してもよいか。

AV-5 複数月の電気使用量を合算して申請することはできません。お手数ですが、月ごと（検針日ごと）の申請をお願いいたします。

QV-6 複数の施設を運営している。各施設の電気使用量をまとめて申請してもよいか。

AV-6 複数の施設の電気使用量をまとめて申請することはできません。お手数ですが、施設ごとの申請をお願いいたします。

Q V - 7 給付要綱第4条第1項第1号（直接受電事業者）及び第2号（一括受電事業者）の両方に該当する場合、どのように申請すれば良いか。

A V - 7 自社の電気使用量とテナント事業者の電気使用量を合算のうえ、1つの特別高圧受電施設として、まとめて申請してください。

なお、申請にあたっては、次の点に留意してください。

- ① 給付対象は自社分とテナント事業者分に限られること（大企業の電気使用量がある場合はこれを除きます）
- ② テナント事業者一覧（様式第1号）には自社分とテナント事業者分の電気使用量をそれぞれ記載すること
- ③ 「テナント事業者数」には自社を含めないこと（テナント事業者一覧に記載した事業者数（X社）から自社を除いた（X-1社）が「テナント事業者数」となります）

VI. 申請（②申請方法・必要書類）について

QVI-1 支援金の申請書はどこにあるのか。

A VI-1 本支援金は、電子申請システムによるオンライン申請を予定しており、書面（紙）による申請は、インターネット環境の不具合等、やむを得ないと認められる場合に限り認めることとしています。オンライン申請ができない状況にある場合は、事務局にお問合せください。

QVI-2 申請にあたり、どのような書類が必要か。

A VI-2 申請時、次の書類を添付いただく必要がありますので、予めご用意ください。

- ① 直接受電事業者
 - (1) 履歴事項全部証明書（令和5年4月1日以降に発行されたもの。）
 - (2) 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料
 - (3) 電気使用量が確認できる資料（請求書一式）
 - (4) 申請役員一覧
- ② 一括受電事業者
 - (1) 履歴事項全部証明書（令和5年4月1日以降に発行されたもの。）
 - (2) 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料
 - (3) 電気使用量が確認できる資料
 - (4) 申請役員一覧
 - (5) テナント事業者一覧（様式第1号）
 - (6) 同意書（様式第2号）の写し

QVI-3 （電子申請システムに入力する）「債権者登録番号」とは何か。

A VI-3 福岡県が支援金を支払う際に使用する振込先情報を登録した際に発行される番号です。「債権者登録番号」を取得していない事業者は、下記URL（ふくおか電子申請サービス）から登録を行い、番号を取得してください。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=B081M0&shinseiEdaban=01>

QVI-4 債権者登録した口座と異なる口座に振り込んで欲しい。

A VI-4 下記URL（ふくおか電子申請サービス）から、債権者情報の変更が出来ますので、振込先情報を変更したうえで支援金の申請を行ってください。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=B081M1&shinseiEdaban=01>

QVI-5 添付書類の「履歴事項全部証明書」は、コピーでも良いか。

A VI-5 原本をスキャナーで読取（又はスマートフォン等により撮影）のうえ、提出してください。

QVI-6 添付書類の「履歴事項全部証明書」は、登記情報提供サービスで発行されたPDFデータをもって代えることは可能か。

A VI-6 不可です。

QVI-7 個人事業主や管理組合等は履歴事項全部証明書を提出できないが、どうすればいいか。

A VI-7 個人事業主については、①令和4年度確定申告の「申告書」の第一表（所轄税務署の受領印が押印されたもの）の写し、又は②開業届の写しを、管理組合については、管理規約、収支決算資料、総会議事録の写しを提出ください。なお、その他必要な書類の追加提出を求める場合があります。

QVI-8 添付資料「電気使用量が確認できる書類」とはどのような書類か。

A VI-8 小売電気事業者等が発行した検針票や「電気料金のお知らせ」等を指します。小売電気事業者等が提供している Web サービスで電気使用量が分かる場合は、当該ページの写しでも構いません。

QVI-9 「電気使用量が確認できる資料」を紛失した（誤って処分した）場合は、どうすればよいか。

A VI-9 QVI-8記載のとおり、小売電気事業者等が提供している Web サービスで電気使用量が分かる場合は、当該ページの写しでも構いません。こうした手段をとることができない場合は、小売電気事業者等に問い合わせの上、電気使用量が確認できる資料の再発行等を依頼してください。（当該資料の発行に係る費用負担はありません）

QVI-10 一括受電事業者の場合、「電気使用量が確認できる資料」として、①小売電気事業者等との間における施設全体の電気使用量が確認できる資料と、②各テナント事業者の電気使用量が確認できる資料の2種類あるが、どれを提出すればよいか。

A VI-10 ①小売電気事業者等との間における施設全体の電気使用量が確認できる資料を提出してください。②各テナント事業者の電気使用量が確認できる資料の提出は原則不要ですが、テナント事業者一覧（様式第1号）の根拠となるため、必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。

QVI-11 添付資料の「申請役員一覧」について、記入するのは取締役までになるのか、執行役員まで記入する必要があるのか。

A VI-11 執行役員まで記入してください。なお、履歴事項全部証明書に記載されていない役員がある場合は、通常総会における役員名簿等、他の役員の氏名がわかる資料を追加提出ください。

QVI-12 個人事業主の場合、「申請役員一覧」には何を記入するのか。

A VI-12 代表者本人の情報を記入してください。

QVI-13 一括受電事業者の場合、「申請役員一覧」にはテナント事業者の役員まで記入する必要があるか。

A VI-13 テナント事業者の役員情報は必要ありません。一括受電事業者の役員情報のみ記入してください。

QVI-14 同意書（様式第2号）とは何か。

AIV-14 同意書は、支援金の申請・給付に関して、一括受電事業者とテナント事業者の間で取り交わしていただく文書となります。同意書の作成とその写しの提出は必須であり、同意書の写しが提出されていないテナント事業者は、給付対象外となりますので、ご注意ください。

Ⅶ. 申請（③申請期限）について

QⅦ-1 申請はいつまでに行えばよいか。

AⅦ-1 令和6年7月31日（水）までとなります。

QⅦ-2 月ごと（検針日ごと）に申請期限はあるのか。

AⅦ-2 月ごとの申請期限は設けていません。ただし、申請期限間近になると申請が多く寄せられ、支援金の支払いまで通常よりも多くの期間を要する可能性があることから、計画的に申請されることをお勧めします。

QⅦ-3 インターネット回線の混雑等により、期限までに申請ができなかった。申請期限を延長してもらうことは可能か。

AⅦ-3 延長はできません。令和6年7月31日（水）をもって申請ページを閉鎖し、以後一切の申請は受け付けません。

QⅦ-4 （書面申請の場合の）申請期限はいつか。

AⅦ-4 令和6年7月31日（水）の当日消印有効とします。

VIII. 支援金額の算定について

QVIII-1 施設等の共用部分の電気使用量は給付対象となるか。

A VIII-1 施設等の共用部分の電気使用量について、テナント事業者（中小企業等）に負担を求めている場合、当該負担に係る電気使用量については給付対象となります。（大企業が負担する共用部分の電気使用量は給付対象外となります）

QVIII-2 テナント事業者の電気使用量の算定方法に指定はあるのか。

A VIII-2 子メーター等により個々のテナント事業者の電気使用量を把握できることが望ましいですが、施設等により電気使用量の把握状況が異なり、また、一括受電事業者とテナント事業者間の契約においても電気料金の負担内容は多様であるため、テナント事業者の電気使用量の算定方法は指定いたしません。個々の実情に応じて公正かつ透明性のある方法により算定してください。

QVIII-3 事務手数料相当分はどのように算定すればよいか。

A VIII-3 実際に要した事務経費に関わらず、申請に含まれるテナント事業者1件につき1,030円（申請各月毎）を手数料相当分として給付します。

IX. 申請後について

QIX-1 申請後、支援金の給付までどの程度時間がかかるのか。

AIX-1 申請内容に不備が無ければ受付から4週間程度で入金できる見込みです。給付決定後に事務局から電子メールで連絡を行うこととしています。迅速な事務処理に努めますが、1つの施設で100社を超えるテナント事業者がある場合や受付開始直後と締切間近には多数の申請が寄せられる可能性が高いため、見込みより多くの時間をいただく場合があります。

QIX-2 申請後、事務局から電話又は電子メールで連絡があった場合はどうすればよいか。

AIX-2 申請内容の不備について、事務局から電子メールや電話等により修正や追加資料の提出を求める場合があります。事務局の指示事項を確認のうえ、速やかにご対応をお願いします。なお、事務局からの連絡に応じていただけない場合は、支援金の給付が遅れるだけでなく不給付決定や給付取消となることもあります。

X. 支援金の振込後について

Q X - 1 支援金の使途について制限はあるのか。

A X - 1 支援金の使途に制限はありません。ただし、一括受電事業者が給付を受ける支援金には、テナント事業者に分配されるべき金額が含まれます。一括受電事業者は、各テナント事業者の電気使用量を踏まえ適正に分配してください。

なお、廃業等によりテナント事業者に分配することが難しいときは、事務局に連絡のうえ、返納の手続きを行ってください。

Q X - 2 テナント事業者への分配方法について指定はあるか。

A X - 2 分配方法の指定はありません。テナント事業者の口座への入金、月々のテナント料からの控除、翌月の電気料金との相殺等、様々な方法が考えられます。申請様式のテナント事業者一覧（様式第1号）に記入欄を設けていますので、個々の実情を踏まえ、分配方法を記入してください。

また、必要に応じて、適正に分配が行われたのか、実態調査を行うことがありますので、具体的に説明できるよう関係資料を整理のうえ、保管しておいてください。

XI. その他

Q XI-1 帳票類は何年間保管すればよいか。

A XI-1 申請に係る各資料の原本については、5年間の保管をお願いします。

Q XI-2 本支援金は課税対象か。

A XI-2 所得税・法人税の課税対象となります。詳細は所管の税務署等にお問い合わせください。

Q XI-3 関係者間のトラブルについて

A XI-3 本支援金の申請・給付に関して、小売電気事業者やテナント事業者等、関係者間でトラブルが発生した場合は、当事者同士で話し合いのうえ、解決を図ってください。なお、福岡県又は事務局が関係者間の仲裁を行うことは一切できかねます。

Q XI-4 令和5年4月から9月分の電気使用量に係る支援金の申請はできるのか。

A XI-4 令和5年4月16日から10月15日までの期間に検針して得られた電気使用量に係る支援金の申請受付は、令和5年12月28日（木）を以て終了しました。